

(秋提案)平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名又は団体名	提案名	事業の実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
秋田県大潟村	(仮)創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	秋田県大潟村(村内全域)	分散が進んだ農地の集約化を図る。	大潟村は昭和60年代、農地の交換分合を実施した経緯がある。近年離農等により売買がなされ、所有する農地が分散してきている。再度、交換分合することにより、農作業効率が高まる。結果農業者の所得向上、ひいては地域の経済活性化につなげることができる。	一定地域の農用地面積が5ha以上、集団化率がおおむね40%以上、かつ稼働率20%以上等の基準が厳しすぎる、及び手続きが複雑であること。	農地法第3条、土地改良法第25条	農用地の対象面積を縮小させ、相対での交換を可能とするとともに、手続きを簡素化させる。
			干拓地において利用されていない国有地で県が管理する土地改良用地について、支障のない範囲で農業生産用地として供用する。	排水路沿い他の国有地を自治体で管理・有効活用することにより、農業の新たな可能性を追求することができる。	国有地の利用については届け出・許可を要する。	国有財産法11条	公共の用に供する場合は自治体の判断により管理が可能とする。
			干拓して誕生した大潟村は地形的に平坦である。防災の観点から松等を保安林としているが、用途に応じた変更を簡素化させる。	現状に合った事業の展開が可能となり、利用者の利便性が図られる。	都道府県知事の許可を受けなければ立木を伐採してはならない。	森林法第34条	条文但し書き以下の各号要件を緩和させ、市町村の地域振興計画に伴う伐採等については届け出により可能とする。

(秋提案)平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の 氏名 又は団体名	提案名	事業の実 施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
秋田県 大潟村	(仮) 創立100周年へ向かう 新たな農業 創生特区	秋田県大 潟村(村内 全域)	大潟村の主要農産物は「あきたこまち」を主とする稲である。種子圃場に異常が発生した際、秋田県の場合は半径500m以内の圃場がその規制対象となるため、他県と同等の範囲にする。	範囲を狭めることにより、種子圃周辺の土地所有者が影響を受けず、安定した生産が可能となる。	都道府県は、指定種子生産者又は指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行わなければならない。	主要農産物種子法第6条	都道府県の規制を全国一律の範囲とする。
			現在各県において奨励された作物品種については国より交付金・補助金が支給されているが、その範囲を広げる。	国や民間で開発した優良品種全てにおいて交付金等を受け取ることが可能となれば、農業者は様々な農産物へチャレンジすることができ、また農業の競争力向上と農家所得の向上につなげることができる。	県で奨励・優良品種としたもの以外は交付金・補助金を受け取ることができない。	秋田県条例・規則	国で認めた優良品種については全て対象とする
			各県において農業の登録や使用基準が統一されておらず、農家は優良な農業を使用できない。国の使用基準に適合した、認可を受けた農業については使用できるものとする。	有効な農業を使用することで、収量増や食の安全安心にもつながり、大潟村ブランドが確立できる。	農業について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農業の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。(県の農業使用基準に適合したものでなければ農業を使用できない。)	農業取締法第1条	秋田県においては、農業の基準が他県と比較し厳しいため、国の認可を受けた農業については、使用できるものとする。

(秋提案)平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名又は団体名	提案名	事業の実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
秋田県大潟村	(仮)創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	秋田県大潟村(村内全域)	大潟村は干拓地であるが、未だ未利用地があるので、その土地を有効活用することにより、大規模・効果的な農業の展開を図る。	稲作(種子圃場)をはじめ、畑作等大規模・効率的な生産により所得の向上を図ることができる。	新規開田抑制	交付対象水田・交付要綱	新規開田抑制の対象外とする。
			農作業の効率化・精密化・低コスト化を図るため、RTKGPSシステムを利用した先端的農業機械を導入する。 (GPS制御レベラー、代掻き機の導入、GPS制御自動走行田植機の導入、GPS自動航行ドローンによる圃場位置情報の取得、作物生育調査、農業散布作業の導入)	GPSを利用することにより、すでに村内農家に導入されている約100台のレーザーレベラーの一斉利用による混線を防ぐことができ、作業の遅延や混乱が解消される。作業精度の向上と作業の効率化が図られる。 また、田植え時の落水が八郎湖の汚濁源となっていることから、湛水状態で田植機が自動走行されれば八郎湖の水質汚濁を大きく軽減できるよう、作業のワンマン化につながり、労働力の節減が可能となる。 さらに、ドローンの効率的利用による圃場・作物情報の把握によって精密な施肥防除作業が可能となり、肥料薬剤の節減と収量増が見込める。 GPSの利用拡大によって省力化にもつながり、稲作主流農業から園芸複合化への展望の開かれることとなり、農家所得の向上、ひいては地域活性化が図られる。	現行電波法の制限により、デジタル簡易無線(登録局)で村内にRTKGPS情報を配信するには、4～5箇所の固定局が必要となり、設置及び運用には高額な経費を要する。 ドローンについては民有地の上空は「土地所有権」の範囲に含まれるため、上空を通過する場合は土地所有者の承諾が必要である。(領空侵犯の恐れ)	電波法27条18、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則2条(特定無線設備) 民法207条 航空法81条、航空法施行規則174条1号イ	デジタル簡易無線局(登録局)の出力を最大5Wより大きくする(村全体を1～2局でカバーできるようにする。) 基本圃場・副圃場と場所が分かれているほか、共同利用等で隣接圃場への移動や、公道(農道)を渡っての飛行が必要であるため、届け出のみで飛行ができるようにする。
			大潟村において、農地は基本圃場と副圃場があり、春・秋と農業機械を運搬する必要がある。運搬は短時間で終わることもあり、地域性を考慮し、村内移動に限りトレーラーについては他の農業機械同様小型特殊自動車扱いとし、交通量の少ない路線については通行可能とする。	農業者にとっては利便性の向上と経費の節減につながる。	自動車(国土交通省令で定める軽自動車(以下「検査対象外軽自動車」という。)及び小型特殊自動車を除く。)は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。	道路運送車両法第58条1項	使用頻度が少ないトレーラーについては小型特殊自動車扱いとする。

(秋提案)平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の 氏名 又は団体名	提案名	事業の実 施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
秋田県 大潟村	(仮) 創立100周 年へ向かう 新たな農業 創生特区	秋田県大 潟村(村内 全域)	村民の多くは自営農業者であり、労災保険の指定農業機械作業従事者にあたる。労災の補償の対象となる業務災害にフォークリフトも指定農業機械としてその対象範囲に加える。	近年は農業の形態も変化し、特に6次産業化の推進等により、作業も多様化してきた。その中でフォークリフト作業も多くなっている。指定農業機械作業従事者の対象機械にフォークリフト作業も含めることにより、安心して、様々な作業に当たることができるようになり、販路拡大につながる。	業務災害について、「自営農業者が指定農業機械をほ場等の作業場と格納場所との間において、運転または運搬する作業及びこれに直接付帯する行為」にフォークリフト作業が含まれていない。	労災保険(対象範囲等)	指定農業機械作業従事者については、事故を起こした際、全ての作業行為において補償されるようにする。
			相続税の基礎控除額が改正されたことにより、農業の経営を継承しようとする後継者は負担増となったことから、経営継承に支障のないよう軽減策等を講じる。	相続税の基礎控除額を拡大することにより、後継者が農地を処分することなく農業に取り組むことができ、地域のみならず日本農業を将来に継承することができる。	三千万円と六百万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて算出した金額との合計額(以下「遺産に係る基礎控除額」という。)を控除する。 ※平成27年1月1日以前(改正前) 五千万円と八百万円～	相続税法15条	後継者が営農を行う場合の農地について、控除を拡大し、相続税を軽減する。
			農作業における人手の確保が年々厳しくなってきたことから、外国人雇用者を雇用する。	農業従事者が絶対的に不足の状況であり、雇用の確保が確実に見込まれることから、多様な農業の展開が可能となる。また、外国人にとっては農業技術の習得にもつながり、国際貢献もできる。	農作業については単純労働と見なされ、短期就労ビザが発行されない。	出入国管理及び難民認定法	就労ビザの発行を行う。

(秋提案)平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名又は団体名	提案名	事業の実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
秋田県大潟村	(仮)創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	秋田県大潟村(村内全域)	大潟村を視察するには、車の利用が不可欠であるため、村内にある宿泊施設事業所所有のバス等を利用し、村内を案内する。	ホテル等で所有する車両を有効利用し、視察者等の希望に応えることで、サービス及び交流人口の拡大・村内の経済効果の向上を図ることができる。	営業車でなければ自社保有のバス等で視察等の運行業務はできない。	道路運送法4条	公共交通網が乏しいことから、民間保有車両を活用し、観光客を呼び込むため運行させる。
			自家消費用として製造、生産を行っているどぶろくを販売する。	農家の製造したどぶろくを販売することにより、農家所得の向上や、新たな特産品として集客に結びつけることができる。	無免許製造又は免許条件違反による罰則	酒税法第7条	農家や、宿泊施設等がどぶろくを自由に製造、販売できるようにする。
			大潟村は全国のモデル農村として誕生した農業の村であり、1年を通じて視察者や農業体験を行いたいとする問い合わせがある。修学旅行や農業体験の際に農家生活の実体験を希望する者があるため、農家民泊として受け入れる。	交流人口の拡大と、農家の新たな収入となり、所得の向上につながる。そして、農業体験を通じて農業への理解や食糧の大切さを学べる。	旅館業を営もうとする者は都道府県知事の許可を経なければ宿泊させることができない。	旅館業法第3条、3条3	家屋を改造することなく、農家民泊として宿泊料を徴収し、宿泊させる。

(秋提案)平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名又は団体名	提案名	事業の実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
秋田県大潟村	(仮)創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	秋田県大潟村(村内全域)	ラムサール登録により、農地や造成林が鳥獣保護区の対象地となった場合、圃場については制約を受けることとなる。営農に必要な暗渠の設置や支障となる樹木の伐採等ができなくなるため、自由に行うことができるようにする。	自然環境と調和した農業生産活動を実施することで、ブランド化を図ることができ、農家所得の向上につなげられる。	鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは建築物等や木竹を伐採してはならない。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条7	圃場においての生産活動に支障のない範囲において、届け出だけにより施工ができるようにする。
			大潟村は農業や化学肥料を減らし、環境に配慮した環境創造型農業に取り組んでおり、今後はもみ殻を利用したバイオマスを活用し、地域へ熱供給・電力供給を行う。	エネルギーの地産地消による地域経済の循環が可能となる。	認可を受けた内容でなければ供給できない。	熱供給事業法 電気事業法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	届け出することにより海外で実績のあるシステムを村内で採用する。